

# 元和4年竹島渡海免許をめぐる諸問題

—鳥取県の日朝関係史(6)一

内 藤 正 中

## はじめに

1618年（元和4）5月16日付で、徳川幕府は老中ら4名の連署でもって、伯耆国米子町人の村川市兵衛と大屋甚吉（大屋は屋号であり、通常は大谷を名乗っていたので、以下大谷と記す）の両名に対して、竹島への渡海を許可する旨を鳥取藩主である松平新太郎（池田光政）に達した。このとき以来、1696年（元禄9）に幕府が竹島を朝鮮領であることを認めて日本人の渡海を禁止するまで、78年間にわたって二名の米子町人による竹島渡海事業が、鳥取藩の支援を得て実施されるのであった。

ここでの竹島とは、現在の韓国領鬱陵島のことである。外国領土である竹島に、日本人が渡海し、資源を略取しつづけてきたことの問題もさることながら、竹島への渡海の途中に松島（現在の竹島、韓国では独島）を発見したこともあって、いわゆる「竹島問題」にも関連して、日韓両国ではかねてより歴史的な研究が行われてきている。<sup>(1)</sup>

しかしながら、発端にもなる幕府からの竹島渡海にかかる特別な免許状の交付については、さまざまな問題が内包しているにもかかわらず、そのことを問題にした研究はこれまで皆無であり、何らの疑問もさしはさむことなく、幕府公認の下で竹島渡海事業は進められたものと理解されているのが現状である。その典型が『鳥取県史』の記述であり、「竹島発見という機会を生かし、竹島の海産物を幕府に献上し、幕府の命をうけて竹島渡航が許可されたのであり、いわば幕府に独占貿易を保障され富を得たということができる」<sup>(2)</sup>と、「幕府の渡航許可」を自明の前提としているのであった。

1618年の当時は、徳川幕府としては未だ完全な鎖国体制をとっていたわけではない。ただし外国貿易を行う際には朱印状を交付して特別に許可をしていた。しかし、米子町人に与えられた渡海免許は朱印状ではなく、さりとて寛永8年（1631）以来とられることになる奉書でもない。このことに関連して新しく発見されたとする竹島は、外国領だとする認識がなかったという意見もあるが、日本領だとすれば特別の渡海免許など必要がなかったはずである。それにもかかわらず幕府が渡海免許を発給したのは何故かが、問われなければならないことになる。朱印状ではなく、老中らが連署した奉書の形式をとった理由も問題にされてよい。

こうした特別措置がとられたことのすべてを棚に上げておいて、「徳川幕府の許可を得て行われた竹島渡海事業」というだけでは、事業のもう問題性についての本質的理解を誤ることになると思っている。

## 1 竹島渡海免許をめぐる問題点

伯耆国米子町人による竹島渡海のはじまりは、米子で廻船問屋を営んでいた大谷甚吉船が竹島に漂着したことからである。大谷九右衛門による『竹島渡海由来記抜書控』には次のように記してある。

……頃は永禄年中米子灘へ引越し住居す、時に勝宗の甥甚吉が越後より乗船し帰帆の砌、風に与り竹島へ漂流す、甚吉全く島を巡り越し方等熟思す、朝鮮國より相隔る事四五拾里、人家更に無く土産取務の品之れ有り、姿や渡海の勝手相考え日を経て漸く湊山下に帰帆す、其の頃因伯御太守新太郎様御幼君の為、御城代阿倍四郎五郎様御越しの砌御注進申上し処、右甚吉儀江戸表へ御召連れ御帰府在らせられ、則ち御詮議の上御上聞に達し奉る。元和四年竹島渡海御免の御奉書頂戴し、同年より竹島渡海相始め……。<sup>(3)</sup>

この『渡海由来記』は、大谷家11代勝意が文政年間にまとめたものとされている。詳細は別として、大谷甚吉船が越後国から帰国の途中に台風にあって竹島に漂流、上陸して島内をみてみると、人家はないが物産が豊富であることがわかり、あらためて渡海して開拓することを考えた。鳥取藩文書の『竹島渡海禁止並渡海沿革』<sup>(4)</sup>には、「島は隱岐の西北百里計、朝鮮に五十里、周囲十里計、當時人家無くして山河產物有り、喬木、大竹繁茂し、禽獸、魚、貝、其品を尽す、就中鮑

を獲るに、夕に竹を海に投じ、朝にこれを上ぐれば、彼鮑枝葉を着く事木の子の如く、其の味又絶倫なり、甚吉情を齎して米子に帰る」とある。

ところで、大谷甚吉船がいつ竹島に漂着したかは不明確のままで、後述する幕府からの渡海免許状にも、「竹島江先年船相渡之由」とあるだけである。しかし1932年（昭和7）に鳥取県が編纂発行した『鳥取県郷土史』が、「先年」とあるのを1617年（元和3）としたことから、<sup>(5)</sup>すべての論著で1617年の漂着、1618年の免許状交付とするようになった。しかし外務省記録『竹島考證』には、「元和二年伯州米子、町人大谷甚吉村川市兵衛ノ二人、竹島渡海ノ事ヲ官ニ請フ、三年松平新太郎光政伯州ヲ領スルニ及ヒ、両人ノ請ヒニヨリ堅ク之ヲ幕府ニ請フ、四年ニ及シテ両商ヲ江戸ニ召シ竹島渡海免許ノ御朱印ヲ賜フ」<sup>(6)</sup>とある。この記録からすれば、大谷甚吉船の竹島漂着は1616年（元和2）以前のことである。したがって、1616年以降の経過は次のようになる。

米子に帰った甚吉は村川市兵衛に相談、共同で1616年に渡海許可を申請する。翌年6月米子城主加藤貞泰が伊豫国大洲に転封となり、代って因伯両国に池田光政が封じられた。この時、米子城接收に幕府から派遣されたのが阿倍四郎五郎正之で、市兵衛が阿倍正之と旧知の間であったことから、阿倍に幕府への渡海申請の取次ぎを依頼する。1618年になって阿倍の斡旋が功を奏し、甚吉と市兵衛は江戸に出向いて、幕府当局者に竹島渡海事業について説明し理解を求める。こうして同年5月16日付で、幕府の老中酒井雅楽頭・土井大炊頭ら4名が連署した竹島渡海免許状を受けるのであった。すなわち、

從伯耆国米子、竹島江先年船相渡之由候、然者如其今度致渡海度之段、米子町人村川市兵衛、大屋甚吉申上付て達上聞候之処、不可有異議之旨被仰出候間、被其意渡海之儀可被仰付候、恐々謹言

五月十六日

永井信濃守尚政判  
井上主計頭正就判  
土井大炊頭利勝判  
酒井雅楽頭忠世判<sup>(7)</sup>

松平新太郎殿

この年以来、1696年（元禄9）まで78年間にわたって、米子町人による竹島渡海事業がつづけられることになるのであった。

この竹島渡海事業の着手について1932年（昭和7）に発行された『鳥取県郷土史』は、「当時幕府が、如何に海外に向って、進取的態度を執って居たかが察せられる」と、昭和初年の時代背景のなかで、「海外雄飛」の事例として評価したものである。<sup>(9)</sup> 戦後の「竹島問題」をめぐる政府間交渉で指導的役割を果たした川上健三は、この幕府による渡海免許をもって、「かくて日本人による竹島（鬱陵島）の開発は、幕府公認の下に本格化することとなる」と述べ、<sup>(9)</sup> 米子町人の竹島渡海事業を幕府公認ということで正当化してはばからない。さらに国立国会図書館にいる塚本孝は、「新羅への帰服以来朝鮮領であったが、久しく無人島であった」といながら、1618年の時点では、「それが朝鮮領であるとの認識がないまま、米子の大谷、村川両家に対し渡海許可（独占的開発権というべきもの）を与えた」とする。<sup>(10)</sup> 塚本は竹島について朝鮮の領土であるという認識がないまま、幕府によって米子町人両名に対して独占的開発権が与えられたものが、江戸初期における竹島開発事業であるというのである。塚本は現在、「竹島問題」に関連する文献を整理し史料を紹介することを通じて、外務省のこの問題に対する見解を補強する役割を果たしているものである。

これに対して韓国側では、例えばソウル大学の慎鏞慶教授から、幕府の渡海免許は、朝鮮政府には何らの協議もないままで発せられた不当なものとする批判が発表されている。

「徳川幕府は、朝鮮政府と何らの協議なしに、1618年（光海君10年、元和4年）米子の町人である大谷甚吉と村川市兵衛に鬱陵島への渡海免許を与えた。

この渡海免許は、外国へ行って通商ができる免許であった。したがって徳川幕府は、鬱陵島を外国領土として認めていたが、人の住まない空島であるのを口実にして、二人の町人が鬱陵島で漁労や伐採などができるよう取り計らったのである。

万一、朝鮮政府が抗議してくれば、この許可状は“渡海免許”で外国との通商許可状に過ぎないと、白を切ればいいわけである。」<sup>(11)</sup>

韓国側の批判で重要なことは、論証はないままであるが、竹島すなわち鬱陵島が朝鮮領であることを徳川幕府が承知していたにもかかわらず、それが空島であることを理由に、朝鮮政府には何らの協議もしないままで外国貿易の許可証として、竹島への渡海免許を米子町人に与えたということである。

この領土帰属についての日本側の見解は、四つに分けられる。第1は、竹島がいずれの国に帰属するかの領土問題には言及しないもので、川上をはじめとしてこれまでの論著ではもっとも多い。第2は、いずれの国に所属するかは不明とする立場で、前述した塚本のように、「朝鮮領であるとの認識がないまま」幕府が許可したとするものである。また1828年（文政11）に鳥取藩士岡嶋正義が著わした『竹島考』<sup>(12)</sup>も、「往昔ヨリ彼ガ人民居ヲ結バズ、快ク渡海スル事ヲモ得ズシテ、唯廃島ニテアリタルコト知ラレタリ」「竹島ノ往昔ヨリ廃島ニシテ何ノ國ノ所轄ト云フモ無ク」と、朝鮮政府の空島政策を「廃島」すなわち領土権の放棄とみなして、当面しては所属不明の島とする立場である。第3は、日本の領土であったというもので、『鳥取県郷土史』は「無人の島を以て、日本の所属としていたことが推定される」<sup>(13)</sup>と記すが、さすがにこれは少数である。第4は、朝鮮領であったとする説で、泉昌彦は「渡海免許という海賊行為が公認された」<sup>(14)</sup>という。鳥取県教育委員会編集の『郷土が誇る人物誌』では、大谷甚吉の項のなかで竹島渡海事業を取上げて、「“竹島”は朝鮮領であったが、朝鮮政府は“竹島”に対し無住政策をとっていたため無人であった」<sup>(15)</sup>と記す。また船越元四郎もまた「当時は朝鮮の領土でしたが、政府の空島政策で無人島でした」<sup>(16)</sup>と、ともに朝鮮領であるとしながらも無人島であったから、幕府の渡海許可が出たとする。

以上のように、竹島の領土帰属をどのように考えるかによって、幕府の老中らが連署した竹島渡海免許の性格が明らかにされるはずである。

それが日本海にある日本領内の離島であるというのであれば、幕府に申請して特別許可を得る必要はなかったはずで、朝鮮領であることを幕府当局者も認識していたからこそ、特別なたたかいで渡海許可を与えたのではなかろうかというのが私の疑問である。そのため、朱印状は発給しないで老中らによる奉書でもって許可し、それまで「磯竹島」と呼んできていた鬱陵島をわざわざ「竹島」と改称して、渡航先としたものである。さらに運上銀は賦課徵収しないで、竹島物産の珍品の献上を義務づけたのも、竹島渡海事業が特別な取り扱いであったことをうかがわせてくれるものである。

## 2 幕府当局者の認識について

幕府の渡海免許を受けるにあたって斡旋紹介の労をとったのは、米子城接収のために幕府から派遣されていた阿倍四郎五郎正之<sup>(17)</sup>である。これ以後阿倍氏は4代にわたって、大谷、村川両名の江戸での窓口役になって竹島渡海事業にかかわるのであった。

ところで1618年（元和4）の当時、幕府で老中職にあったのは、酒井雅楽頭忠世、土井大炊頭利勝、安藤対馬守重信、青山伯耆守忠俊の4名であり、酒井と土井が竹島渡海免許に署名している。しかし安藤と青山の両名は署名しておらず、井上主計頭正就、永井信濃守尚政が代りに連署しているが、両名ともに当時は小姓組番頭で、老中に就任するのは1622年（元和8）からである。4名の老中のうち2名の者を排除して、2名の小姓組番頭に代えたのは何故であろうか。とりわけ署名している井上主計頭は阿倍四郎五郎とは親戚関係にあり、阿倍の意向を体して評議に参画し、署名に加わったものと思われる。

酒井雅楽頭と土井大炊頭は、ともに2代将軍秀忠から3代家光の時代にかけて幕府を担った実力者である。<sup>(18)</sup>とりわけこの時期が1616年（元和2）の第一次鎖国令以来、それまで駿府の家康が掌握していた貿易統制を江戸の幕府に一元化してゆく過程であったことを想起する必要がある。酒井、土井はもとより、井上、永井ともに2代将軍秀忠の側近グループであることに留意しておきたい。

なかでも重要な役割を果たしたと思われるのは、老中の土井大炊頭利勝である。彼は1617年（元和3）に徳川將軍の大坂平定祝賀を名目にした朝鮮王朝からの回答兼刷還使を迎、伏見城で従事官の李景稷と会ったとき、磯竹島に渡海していた対馬の磯竹弥左衛門のことを、土井の方からわざわざ話題に供しているのである。李景稷の『李石門扶桑録』には、その時の問答が次のように記してある。「小的」は李景稷、「大炊」は土井大炊頭利勝のことである。

「……頃日小的、在伏見時、執政大炊問曰、馬島本朝鮮地方云々、然乎。小的答曰、未能詳知也。然而以道路遠近言之、則馬島之於日本則遠矣。朝鮮則只隔一海、得半日可往還。大炊曰、爾島必是朝鮮地方、宜勉力於朝鮮事云々。且言、昔年秀吉在時、有一倭、自願入蟻竹島、伐取材木及蘆葦而來、或有大者如葦。秀吉大喜、仍曰蟻竹弥左衛門。仍

令弥左、資為生活、定為歳入、未久秀吉死、而弥左繼斃、更無往来之人」<sup>(21)</sup>

ここで「蟻竹島」と記してあるのは磯竹島のことである。前半は対馬のことであるので後半についてみてゆく。秀吉の時代に倭人が願い出て、磯竹島に渡って材木などを伐って帰り、秀吉に大変喜ばれ、磯竹弥左衛門と呼ばれていた。彼は島に渡ることで生計を立て、毎年貢租も納めていたが、秀吉の死後に弥左衛門も死去し、いまでは島に往来するものもいなくなった。徳川幕府がこのことを聞いて確認を求めたという内容である。磯竹島のこと、さらにはその島に渡海していた磯竹弥左衛門のことについては、徳川幕府も知っていたわけであり、そのため土井大炊頭は李景稷に尋ねて、朝鮮側のこの問題に対する反応をたしかめてみたのではないかと思われる。

なお、磯竹弥左衛門については、『通航一覧』にも「宗対馬守義成、命によりて竹島朝鮮國屬島に於て潛商のもの二人を捕へて京師に送る」<sup>(22)</sup>とあり、1620年（元和6）に磯竹島にいるところを対馬藩の役人が捕えて京都に送っている。<sup>(23)</sup>

この磯竹弥左衛門事件のすぐ前の1614年（慶長19）には、対馬の船3隻が鬱陵島に行き、その島は磯竹島という島名で呼ばれている日本領の島であることを認めさせようと、朝鮮の東萊府使に申し入れて拒否されている。『通航一覧』には、対馬藩の『朝鮮通交大紀』を引いて、「慶長十七壬子年（十九年の誤り）宗対馬守義智より朝鮮國東萊府使に書を贈りて、竹島は日本屬島なるよしを諭せしに、彼許さず、より猶使書往復に及ぶ」<sup>(24)</sup>と記している件である。対馬藩としては、鬱陵島は朝鮮領であるが人が居住していない空島なので、磯竹島という日本名でもって日本の領土にすることを企図して交渉をもちかけ、朝鮮側に拒否されたものである。朝鮮側の『辺例集要』には対馬藩が東萊府使に出した文書に、「徳川幕府の申し付けで」と幕府の指示があったことを記している。<sup>(25)</sup>

以上のような1614年の対馬藩による磯竹島領有化交渉、1617年の磯竹弥左衛門のことなど、朝鮮領である鬱陵島を日本領の磯竹島にしてゆこうとした一連の問題について、1618年に米子町人に対して竹島渡海を免許した幕府の老中らは十分に承知していたはずである。

### 3 磯竹島を竹島と改称

磯竹島と日本側で呼んでいた島が、朝鮮領の蔚陵島であることは、1614年（慶長19）の朝鮮東萊府使との交渉で決着がついている。そのさい朝鮮側は、「有往来之事、惟以貴島為一路門戸、此外別使以海賊論断」<sup>(25)</sup> ときびしい姿勢で対馬藩に申し入れているのである。朝鮮国への往来は対馬経由しか認めず、その他の来航は海賊とみなすと申し入れてきているのであるから、いま蔚陵島と思われる島に渡海しようとする者に対して、幕府として朱印状のようなかたちで正式な許可を与えることはできなかった。そこで考えられたのが、これまで磯竹島と呼んできていた蔚陵島を、「竹島」と新しく改称することであった。

米子町人が渡海免許を申請するにあたって、日本海で新しく発見した島をどのような名称で呼んでいたかは、申請書が現存しないのでわからない。「竹島」の名称が日本の文献で初めて使われたのが、1618年（元和4）5月16日付のいわゆる竹島渡海免許状ではなかろうかと、私は思っている。

それというのも、それ以前の文献は、日本も朝鮮でもすべて「磯竹島」を使用しているのである。使用例は以下の通りである。

- 1587年～1590年 「磯竹」（『日本国屏風』福井県淨得寺所蔵その他）
- 1592年 「いそたき人参」（『多聞院日記』38、天正二十年五月十九日）
- 1614年 「磯竹即蔚陵島也」（李眸光『芝峯類説』巻2、地理部）
- 1614年 「稱以探問磯竹島」（『東萊府接倭事目抄』光海君六年六月条）
- 1614年 「書中有看審磯竹島之説」（『朝鮮通交大紀』万暦四十二年七月、尹守謙復書）
- 1617年 「自願入蟻竹島」（李景稷『李石門扶桑錄』）
- 1617年 「竊渡海、居磯竹島之間」（『対州編稿略』）

これに対して、中国の明では倭寇対策の一つとして1561年に作成された『日本図纂』で、伯耆國の北方海上に「他計什麻」とあり、<sup>(25)</sup> さらに『図書編日本国図』では「伯耆沿海……其北為竹島、県海三十里」と、竹島を伯耆に属するとしている。<sup>(26)</sup>

以上のように、蔚陵島について日本では磯竹島と呼んでおり、朝鮮側でもそのことを認めて「磯竹即蔚陵島也」としていて、1618年以前においては「竹島」の

名称を両国ともに使っていないのである。その当時竹島は、中国の地図に「他計什麻」とあるだけで、それが竹島として、新しく島名をつけるさいに、一つの手がかりになったことも考えられなくもない。

ともあれ、1618年（元和4）に幕府が竹島ということで渡海免許を交付し、米子町人による竹島渡海事業がはじめられるようになると、これまで「磯竹島」と呼んできた島名は公式文書では見られなくなり、すべて「竹島」の名称が使われることになる。このことに関連して地元の隱岐でも、「有竹島、俗言磯竹島」と1667年（寛文7）の『隱州視聴合紀』は記して、磯竹島の名称を俗称であるとするし、1823年（文政6）の『隱岐古記集』では「古より是を磯竹島と云ふ」と古称にしてしまうのであった。

### 4 御朱印は無御座候

竹島渡海事業について、鳥取藩が幕府に提出した答弁書には、「右島江渡海付御朱印は無御座候、松平新太郎伯耆國領知の節、渡海の儀付被成御奉書候」<sup>(27)</sup> とある。

幕府公認の外国貿易には朱印状が交付されていたのが当時の通例である。因伯両国についてみると、鹿野城主亀井武藏守茲矩が1607年（慶長12）、1609年、1610年の三度にわたって渡航朱印状を受けており、日本全体では1604年（慶長9）より1635年（寛永12）までの32年間にわたって、350～360通が発給されているとされている。

竹島渡海について朱印状を発給するとすれば、朱印状の書式に即して「自日本到朝鮮國舟也」と記すことになるであろう。しかしそれでは、竹島を朝鮮領と認めたことになるし、朝鮮国へは対馬経由で釜山にしか行けないことになっているので、竹島行は朝鮮側が承認しないはずである。したがって、竹島渡海についての朱印状は発給できなかったということになる。川上健三は「將軍の旨を奉じて老中が連署、花押を添えて出されたきわめて重い奉書の形式をとっており、幕府から官許を得たというよりは、むしろ公務として命ぜられたというべきものであつた」<sup>(28)</sup> などとコメントしているが、この場合は筋違いの評価といふべきであろう。

朱印状の代りに交付されたのが「御奉書」であり、「渡海船に御紋の舟印御免」というものであった。そこにだけ幕府公認の渡海事業としての証明がみられるのである。しかし渡海事業について貢納すべき運上銀は幕府から免除されていた。

「竹島にて鮑取候運上は無之候、伯耆守献上の鮑も右両人の町人共手前より相調差上申候

竹島にて海鱸取候て、彼地にて油仕取帰候て商賈仕候、丸油の運上も無御座候」<sup>(29)</sup>

竹島渡海事業の主内容は鮑を取り、海鱸油を取ることであったが、両方の稼業ともに運上銀の定めはなかった。幕府が特別に許可した事業でありながら、公的に定めた運上銀を賦課徵収することはしないで、毎年の渡海後に串鮑などを幕府関係者と鳥取藩に献上することになっていた。また幕府関係者からは材木や人參など「竹島御用」と呼ばれる特別註文もあった。このほか地元である米子城詰組士に対しては海鱸油を上納するとされていた。<sup>(30)</sup>

鳥取藩としては、「伯耆守支配所にても無之候」<sup>(31)</sup> という支配領域外の竹島への渡海事業であったが、幕府の特別許可を受けて藩内米子の町人が当事者として従事し、それなりに大きな利益をあげている以上、事業継続のための支援は惜しまなかつた。すなわち、毎年の渡海にさいしての米1,000俵宛の貸与、御城銀1貫500目の無利子貸付、さらには漁獲用としての鉄砲の貸与などである。鳥取藩から特別に保護され支援を受けた有利な事業であったことがわかる。

これに対して幕府は、渡海免許の特別許可を与えただけで、鳥取藩のように事業を支援することはしなかつた。しかしながら、4～5年から12年ごとくらいの間隔で、村川、大谷を交代で江戸に呼び、寺社奉行を通じて将軍への拝謁という特別な処遇を行っている。大谷家が1820年代にまとめたとされる『竹島渡海由来記』では次のように記してある。

「御公儀へ貢物上納は仕らずと虽も、誠に空居の島を甚吉相顯し、日本の土地を広め御式帳戴の段抜群の功と御称賛、公方様へ独礼御目見仰付られ、其の上御紋御時服御熨斗目拝領、竹島渡海の船へは御紋舟印等拝領仰付られ、冥加の至りなり」<sup>(32)</sup>

米子町人の大谷、村川両名の「公方様への参勤独礼」は、大谷家がまとめたところによると次のように行われている。

|             |                          |
|-------------|--------------------------|
| 1626年（寛永3）  | 村川市兵衛正純                  |
| 1638年（寛永15） | 村川市兵衛正純、大谷九右衛門勝宗         |
| 1645年（正保3）  | 村川市兵衛正純                  |
| 1657年（明暦3）  | 村川市兵衛正清                  |
| 1659年（万治2）  | 大谷九右衛門勝実                 |
| 1665年（寛文5）  | 村川市兵衛正清                  |
| 1671年（寛文11） | 大谷九右衛門勝実                 |
| 1679年（延宝7）  | 大谷九右衛門勝信                 |
| 1681年（延宝9）  | 村川市兵衛正勝                  |
| 1685年（貞享2）  | 大谷九右衛門勝信                 |
| 1689年（元禄2）  | 村川市兵衛正勝                  |
| 1694年（元禄7）  | 大谷九右衛門勝房 <sup>(33)</sup> |

以上の両名による江戸出府年表では、12回のうち、第4回の1657年までは12年から7年の間隔であるが、1659年からはその間隔が短くなっている。それとともに村川と大谷の両名の交代も定例化するようになった。なお第2回の1638年（寛文15）だけが、例外として両名が揃って出府していることについても注目されてよい。

こうした米子町人の「公方様への参勤独礼」が、どのようにして実現したかは史料がないのでわからない。僅かに阿倍四郎五郎から村川、大谷両名に対して將軍代替りに付御目見のため出府するようにとの書簡があるだけで、そこには「然ら者御代替遠国之衆中も、其方之様成る衆も、何れも御目見致参府候間……能き時分に而候、早々致参府可然候」とあり、年不祥で「五月八日」とだけ記してある。<sup>(34)</sup> さきの江戸出府年表でいえば、1626年（寛永3）のことかと思われる。また1671年（寛文11）の例でみると、お目見にあたっては、まず公方様に「竹島鮑五百貝一折」の献上をはじめとして、酒井雅楽守以下老中7名にも同じように竹島の鮑500貝ずつを、若年寄2名には300貝ずつ、遠国奉行3名にも300貝ずつを献上している。<sup>(35)</sup> いずれにしても献上品はすべて竹島特産の干鮑になっているところをみても、米子町人の村川、大谷両名が竹島渡海事業を行っていることを報告し、將軍以下幕府当局者に認知させるねらいがあったことがうかがわれる。

第1回の1626年（寛永3）の將軍家光への御目見は、その3年前の1623年（元

和9)に家光が3代将軍に就任したことから、前述のように阿倍四郎五郎の取次で、秀忠時代以来幕政を担当してきた老中の酒井、土井らが斡旋したものと思われる。そして第2回の1638年(寛永15)は、土井大炊頭が老中から大老に昇任した年であるとともに、幕府が外国船の入港と貿易を長崎に限り、日本人の海外渡航と海外からの帰国を禁止した1635年の鎖国令から3年目となる。この時は村川、大谷両名が唯一の例外として揃って出府したのである。大谷家の記録には、「寛永十五年西の御丸御材木御用仰付られ有難く畏れ入り奉る、寅二月右御用木献上の為、市兵衛九右衛門両人共参府、則ち御目見仰付られ、首尾よく相勤め両人共御時服拝領仕り奉る」<sup>(34)</sup>とあるが、「竹島梅檀御床板御書院御棚板」の材木御用ということだけを理由にして両名が揃って江戸に出かけることになったとは考えられない。恐らく鎖国令の施行という新しい局面に対処して、将軍御目見を実現することを通じて竹島渡海事業の継続許可が、幕府老中との合意のもとで図られたのではなかろうか。

なお、1626年(寛永3)、1638年(同15)、1645年(正保3)、1657年(明暦3)の第1回から第4回までの出府は、いずれも朝鮮通信使が来日した2年後になっている。朝鮮国が派遣する通信使に直接の関係はないと思われるが、余りにも2年後と一致している背景には、何かがあったかもわからない。

## 5 小 括

本稿の課題は、1618年(元和4)に伯耆国米子の町人両名に対して竹島渡海免許を与えた時、幕府当局者は竹島が、それまで日本人が呼んでいた磯竹島であること、したがって朝鮮領の鬱陵島であることを知っていたかどうかを論証することであった。

米子町人に渡海免許を交付した4年前の1614年(慶長19)には、対馬藩が鬱陵島を磯竹島と呼んで領有化を画策して、朝鮮国東萊府使に申し入れて拒否されている。そのさい朝鮮側は、朝鮮国への往来には対馬経由しか認めず、その他の来航は海賊とみなすと、対馬藩にきびしい通告をしていたのである。

次いで1617年(元和3)に朝鮮国から通信使を迎えた幕府老中の土井大炊頭利

勝は、伏見城において従事官の李景稷と会談した時、磯竹島に渡海して材木などを持ち帰って秀吉に献上して喜ばれていた対馬の磯竹弥左衛門のことを、土井の側から話題にしているのである。磯竹弥左衛門は1620年(元和6)に徳川家康に命じられた対馬藩によって、潜商の罪で磯竹島で捕えられて京都に送られる。朝鮮国との間で和議を実現したばかりの徳川幕府にとって、朝鮮領の鬱陵島であるとされた磯竹島への侵犯は許されない行為であることを、朝鮮国に対して示す必要があった。

その磯竹島への渡海許可を、1618年(元和4)に米子町人に与えたのである。たまたま米子城接収に派遣された阿倍四郎五郎を介して申請された日本海の離島は、対馬藩が領有化を企図した磯竹島であることは、老中土井大炊利勝をはじめとする幕府当局者にはわかっていたはずである。鬱陵島を磯竹島にして日本領とする画策は、4年前の朝鮮国東萊府使と対馬藩との交渉で決着がつけられていたから、米子町人に渡海免許を与えることは、空島になって放棄に等しい状態になっている鬱陵島の実効支配を実現する道であると幕府当局者は考えた。そこで朝鮮側を刺激しないためにも、対馬藩がかかわる磯竹弥左衛門の磯竹島渡海については断罪を決意し、2年後の1620年(元和6)に潜商の罪でもって処分する。このことについて対馬藩では、「其逃人を捕ふるの事これを因幡、伯耆に命ぜずして、特に我か州に仰せられしがごとし……因幡、伯耆の人海中の空島なりとして、いつとなく其島に漁採せしものなり」<sup>(34)</sup>と述べて、明らかな不満を表明していることも知っておく必要がある。

米子町人が発見したという島には、明での呼称にならって「竹島」という新しい名称がつけられた。しかしその竹島と新しく呼ばれることになった島が、磯竹島の名でかねてより呼んできていた所属不詳の無人島であることについては、1667年(寛文7)に松江藩士の齊藤豊仙が隱岐に渡って島内の伝聞情報を集めてまとめた『隱州視聴合紀』で、竹島を「俗言磯竹島」と記している通り、隱岐国の人々はもとより山陰海岸の漁民たちは知っていた。しかし磯竹島ということでは、幕府としては渡海を許可するわけにはゆかないから、竹島という新しい島名を使用することによって「竹島渡海免許」が交付できたのであった。

竹島渡海免許を交付した1618年(元和4)を画期にして、これまで使ってきて

いた「磯竹島」の名称は公的文献では使用されることはなく、『隱州視聴合紀』がいうように「俗称」となる。代って磯竹島すなわち鬱陵島は、それ以後には「竹島」と呼ばれるようになるのであった。

〈平成9年度私学振興財団学術研究振興資金による「韓国生活文化の歴史的背景に関する比較研究」の一部である〉

### <注>

- (1) 伯耆国米子町人による竹島渡海事業については、「竹島問題」にかんする多くの論著で言及されているが、代表的なものとして川上健三『竹島の歴史地理学的研究』(1966年、1996年に古今書院より復刻版発行)がある。川上の著書には鳥取藩池田家文書や大谷家文書などが利用され、史料面ではもっとも詳細でまとまっている。地元鳥取県のものとしては、鳥取県による『鳥取県郷土史』(1932年)が詳細である。外務省参事官であった川上の研究はそのまま日本政府の見解となり、現在も基本的にはそのまま踏襲されている。また川上の所論を批判したものとして、梶村秀樹、堀和生の研究があるが、幕府の竹島渡海許可については特に論及していない。私も「鬱陵島と因伯」(本誌第2号、1995年)、「竹島問題考」(拓殖大学『海外事情』44巻12号、1996年)で言及したことがあるが、極めて不十分であり、いくつかの誤りも認められるので、本稿を通じて改訂することにしたい。
- (2) 鳥取県『鳥取県史』第3巻 近世政治篇 P293、1979年
- (3) 「竹島渡海由来記抜書控」(大谷文子『大谷家古文書』P108、1984年)
- (4) 「竹島渡海禁止並渡海沿革」(『鳥取藩史』第6巻事変志 P466)
- (5) 鳥取県『鳥取県郷土史』P428、1932年
- (6) 外務省記録『竹島考證』上巻P4、エムティ出版、復刻版1996年
- (7) 大谷文子『大谷家古文書』P113、「大谷氏旧記」(『大日本史料』第12編之29、P343)の両書は同一文言になっているが、『鳥取藩史』第6巻P466所収のものと、『鳥取県郷土史』P427所収のものは、それぞれ文言が異なっている。筆写にさいしての脱落であろうか。
- (8)(13) 前掲『鳥取県郷土史』P428
- (9) 川上健三前掲書P72
- (10) 塚本孝「竹島領有権問題の経緯」(国立国会図書館『調査と情報』244号、P1、1994年)。なお、別のところでは、「江戸時代においてわが国は今日の竹島を他国の領土と考

えていた形跡は無いが、同時にまた、日本の版図であるとの確かな認識をもっていたわけでもなかった」と述べている(塚本孝「竹島関係旧鳥取藩文書および絵図」P78、『レ・ファンス』昭和60年4月号)

- (11) 懇鋪廈著、韓誠訳『史的解明独島』P66、インター出版 1997年
- (12) 岡嶋正義『竹島考』上巻、文政11年(鳥取県立博物館所蔵)
- (14)(18) 泉昌彦『領海なき島・竹島=独島秘史』P52 アジア地誌研究会、1988年
- (15) 鳥取県教育委員会編『鳥取県郷土が誇る人物誌』P5、第一法規出版、1990年
- (16) 船越元四郎「大谷、村川家の竹島渡海事業」(『江戸時代人づくり風土記・鳥取』P39、農山漁村文化協会、1994年)
- (17) 阿倍正之(1584~1651)については、『大谷家古文書』では、「江戸旗本頭として名の高かった人である」という(P118)。『日本史広辞典』(山川出版社、1997)には、「1625年(寛永2)幕府直臣団の江戸屋敷割、日光東照宮の石垣修復、大名改易、転封時の上使役などで活躍した」とある(P69)。なお『鳥取県郷土史』には、「阿倍家は世々通称を四郎五郎と称し、関東御弓頭十組之一にて、家禄三千五百石の家柄なりし由、村川家文書に註記してある」と記している(P454)。
- (19) 酒井雅楽頭忠世は、1590年(天正18)徳川秀忠に属し家老職となり、1623年(元和9)から家光付となり、慶長期後半から老中として幕政の中核に参画した。上野国前橋藩主、12万2,000石(『日本史広辞典』P898)。土井大炊頭利勝は、1579年(天正7)から徳川秀忠に近侍し、秀忠第一の出頭人として、とくに元和、寛永期前半には幕閣の中核で絶大な権勢をふるった。下総国古河で16万石を領した(同上書P1500)。井上主計頭正就は、1598年(天正17)から徳川秀忠の側に仕え、小姓組番頭をへて1617年(元和3)奉行人、22年に遠江国横須賀で5万2,500石を得て年寄に昇進(同上書P164)。永井信濃守尚政は幼少から秀忠に近侍し、1615年(元和元)小姓組番頭、1622年から老中職、秀忠引退後は西丸年寄として幕政に関与、山城国淀で10万石を領す(同上書P1592)。
- (20) 朝尾直弘『鎖国』P46、小学館、1957年
- (21) 『通航一覧』巻129、朝鮮国部、貿易潜商罪科
- (22) 磯竹弥左衛門事件については、中村栄孝『日朝関係史の研究』下巻、P454以下に詳しい。
- (23) 『通航一覧』巻137、朝鮮国部、竹島條
- (24) 懇鋪廈前掲書P64
- (25) 中村栄孝『日鮮関係史の研究』下巻P457
- (26) 田中健夫・田代和生校訂『朝鮮通交大紀』巻之八、P288、名著出版、1978
- (27) 「元禄六年六月廿七日松平美濃守殿江差出候書付写」(『鳥取藩史』第6巻、P471、鳥取県、1971年)
- (28) 川上健三前掲書P84

- (29)(31) 「元禄六年五月廿二日御勘定頭松平美濃守殿江差出候書付写」(前掲『鳥取藩史』P 470)
- (30) 大谷家が鳥取藩と幕府に差出した「御用の品々」については『鳥取県郷土誌』P 456ー465にその例が掲載してある。
- (32) 「竹島由来記抜書控」(前掲『大谷家古文書』P 109)
- (33)(35)(36) 前掲『大谷家古文書』P 112、121、112
- (34) 前掲『鳥取県郷土史』P 454
- (37) 前掲『朝鮮通交大紀』P 288

## 『交隣須知』の系譜

齊 藤 明 美

### 1 はじめに

『交隣須知』は、江戸時代から明治初年にかけて最も広く用いられた朝鮮語学習書である。

本書は、まず、静止・手使・足使のように分門し、次に見出しとしての漢語をあげ、見出し語の下に朝鮮語の短文を書き、朝鮮語の短文の右、または左に対訳日本語が付されている。

この日本語は、諸本によって異なっている場合も多く、会話的日本語になっているというところに、生きた日本語の資料としての価値を見出すことができる。

著者に関しては、対馬藩儒、雨森芳洲（1668～1755）であるという説が強いが、（福島邦道『明治14年版 交隣須知』解題に——筆者は、芳洲著者説をとるもので、その証拠を示しておきたい——とあり、『芳洲外交関係資料書翰集 雨森芳洲全書三』、（関西大学出版部、昭和57年）の文章の中に、芳洲が36歳の時、朝鮮に二年間逗留し、『交隣須知』一冊を仕立てたことを証明するものがあることを示している。また、上垣外憲一『雨森芳洲—元禄享保の国際人』（中公新書、平成元年）でも、朝鮮語教科書『交隣須知』の項で、芳洲著作説をとっている。）それを否定するものもあり、（小倉進平「『交隣須知』に就いて」『国語と国文学』13巻6号、昭11.6.には——『交隣須知』の著者に関しては世間では彼の対馬の藩儒、雨森芳洲であると一般に信ぜられて居るけれども、前間恭作氏の如きは、私に与えた書簡中に、数回に亘り、該書が芳洲の自著ではなく、対馬の通事が編纂したものに芳洲が力を添へたものであると述べられて居る。雨森家と姻戚に当たり、朝鮮書誌学に精通せられる同氏の話であるから信憑せずにはおかれない事

〈執筆者紹介〉

- 内藤正中 鳥取女子短期大学教授・北東アジア  
文化総合研究所長
- 齊藤明美 韓国・翰林大学校人文大学日本語学  
科副教授
- 今村 実 鳥取女子短期大学助教授
- 齊木恭子 鳥取女子短期大学助教授
- 藤井浩基 鳥取女子短期大学非常勤講師
- 周建中 鳥取女子短期大学常勤講師・北東ア  
ジア文化総合研究所研究員

北東アジア文化研究 第7号

1998年3月1日 発行

編集者 鳥取女子短期大学北東アジア文化総合研究所  
編集委員 豊島吉則  
野津和功

発行者 鳥取女子短期大学  
〒682-8555 鳥取県倉吉市福庭854  
印刷所 (有) 池田印刷  
〒682-0873 鳥取県倉吉市東岩倉町2229